

2023年8月

宛) 不動産・建築業者の皆様へ

鎌倉市・大平山丸山町内会
住環境を守る委員会

大平山丸山住宅地域の不動産取引・開発・及び建築についてのお願い

大平山丸山町内会では、良好な景観と住環境を維持し向上させるために、「自主まちづくり計画」を踏まえて町内会住民の合意により、2003年に「大平山丸山住民協定」を締結し、鎌倉市からもご理解をいただいております。

「大平山丸山住民協定」では、良好な景観と住環境を維持するために、165m²以下の土地分割の禁止などが決められており、町内会員によって守られてきていました。しかし、本協定を無視した一部業者によって、既存宅地の分割が行われるケースが出てきたことや、さらなる住環境の維持を目指すために、市・都市計画課のご指導の下、町内会全域を対象に、法的拘束力をもつ「大平山丸山地区 地区計画」が2019年2月に認められ、今日に至っております。

住環境に対する考え方は、その時々の社会情勢や町内会員の構成によって変化してゆくものであります。のために大平山丸山町内会では、町内の住環境を継続的に維持するために、住環境を守る委員会を設置しており、特に新築案件については、個々に委員会がチェックすることになっています。

しかし、最近は、残念なことに本協定を無視した一部業者によって、町内会・委員会への連絡なしに新築案件の着工に至るケースが目立っており、本協定の形骸化を懸念しております。

そこで弊町内会としては、当地域の地権者、当地域を対象とする不動産取引業者及び建築業者の方々に、下記の事項について、より一層の遵守をお願いいたしましたく考えております。

1. 宅地(建物)の取引に当たっては、この地域に「大平山丸山住民協定」があることを理解され、新築案件の情報について住環境委員会に開示いただくとともに、地権者および施主に、住環境委員会の確認内容についてお伝えいただくこと。
2. 建屋の建築に当たっては、「大平山丸山住民協定」の良好な景観と住環境を維持する精神を尊重し、近隣住民への影響が懸念される各種事案、たとえば木質バイオマス系のストーブや自家発電装置等の特殊な付帯設備、又は駐車場スロープ等の計画がありましたら、事前に連絡をいただすこと。

不動産・建築業者、および施主の方々のご理解とご協力が、住環境の良好な維持の為に不可欠なものであると当町内会は認識しております。どうかよろしくお願ひいたします。

なお、「大平山丸山住民協定」は大平山丸山町内会ホームページに掲載しています。や
[大平山丸山町内会 - oohirayamamaruyama ページ！](#)

[連絡先] 大平山丸山町内会

omyama@wj9.so-net.ne.jp

以上